

5

## トライアル申請を試します

はじめての電子申請  
怖がらずにチャレンジしてみましょう！

(つづき)

被保険者の資格取得・転勤	
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 (単記用) (2019年5月以降手続き)	
船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 (単記用) (2019年5月以降手続き)	
雇用保険被保険者資格取得届 (令和3年3月以降手続き)	
雇用保険被保険者転勤届 (令和3年3月以降手続き)	
上記の手続をまとめて申請する	

取得届 (令和3年3月以降手続き)

その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったときに届け出る手続です。

法第7条、雇用保険法施行規則第6条  
法第7条  
法施行規則第6条

電子申請方法別利用案内

【添付情報】 詳細は記載要領・記述欄の「電子申請の御案内」をご覧ください。  
【手続可能な時間】 24時間365日サービスしております。但し、年末年始、本システムの保守等が必要な場合は、上記ご利用時間内であっても、システム運用停止、休止、中断を行うことがありますので、あらかじめご承知願います。  
電子申請の御案内 (PDF形式)   
電子申請の御案内 (WORD形式) 

告知情報

【手続対象者】 事業主  
【提出時期】 被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月の10日まで  
【手数料】 無

【相談窓口】 公共職業安定所  
【審査基準】 -  
【標準処理期間】 届出のためありません  
【不服申立方法】 雇用保険法第69条第1項に規定するとおり  
【備考】 -  
【別送書類】 添付書類が電子ファイルで準備出来ない場合は、郵送により提出してください。  
【備考】 電子申請の際は、記載要領・記述欄の「電子申請の御案内」をご覧ください。

戻る

申請書入力へ 



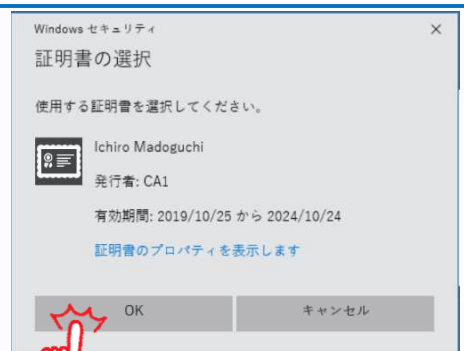
### \* 申請書入力

- 1) 基本情報 (申請者情報、連絡先情報)
- 2) 雇用保険被保険者取得届情報入力 (※ 1)
- 3) 添付書類 (なし)
- 4) 提出先選択 (※ 2)

手引きを  
ご覧いただきながら  
進めてください



申請データを確認しています。  
しばらくお待ちください。



最後に・・・

- 1) 申請内容を確認
- 2) 申請内容を出力 (PDF)
- 3) 提出

申請完了です。  
お疲れ様でした！

